

平成19年（行ウ）第474号

原告 足田 哲也

被告 東京都

準備書面 (1)

平成19年12月7日

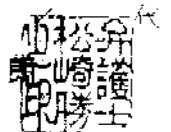
東京地方裁判所民事第11部い行係 御中

被告東京都（代表者兼処分行政庁東京都教育委員会）

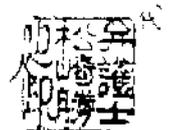
訴訟代理人 弁護士 松 崎



同指定代理人 矢 崎 善



同 波 多 尚



第1. 2007年（平成19年）10月22日付け原告準備書面(1)について

1. 同第1「被告主張の根本的なまやかし」について

(1) 原告の本項での主張は、要するに、最高裁昭和48年判決が「考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか（中略）・・・であるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。」とし、更には、「この意味における適格性の有無は、当該職員的外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については

相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある。」「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」と判示しているところ、被告都教委は、原告の経歴や研修成果について考慮していないのであり、本件分限処分は、最高裁昭和 48 年判決の判断枠組に反するものであり、判例違反の違法なものであるというものである。

- (2) 被告都教委としても、最高裁昭和 48 年判決が、原告引用のとおり判示していることについて何ら異を述べるものではない。

しかし被告都教委は、本件分限処分をなすに当たり、原告が昭和 55 年に東京都公立学校教員として採用された等の職務上の経歴等は充分これを考慮しているし、原告の外部にあらわれた行為、態度につき、「その性質、態様、背景、状況」等を評価して本件分限処分をなしているのであり、原告の主張は失当といわなければならないものである。

- (3) 最高裁昭和 48 年判決は、地方公務員法 28 条所定の分限（処分）制度について、分限制度は「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的」から制定されたものであることを判示し、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的」の観点から 28 条 1 項 3 号所定の「その職に必要な適格性を欠く場合」の判断要素等について判示しているのであり、それ故、あくまで「その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らし」（傍点は被告都教委が付したものである）と判示しているのであり、要するに、適格性の有無の判断基準は、「当該職に要求される一般的な適格性の要件」との関連において判断されるべきことを判示しているのである。

(4) 原告の職は、普通教育（中学校）の教員であり、「生徒の教育をつかさどる」ものであったのであり、「教員が成熟した社会人として自ら実践、垂範してする実物教育こそが、高等教育や専門教育に比して格別に強く期待されているものとみななければならない。」（最高裁昭和54年7月31日判決における環裁判官の補足意見。判例時報944号）のであり、原告の普通教育における教員としての適格性の欠如は、上記最高裁昭和54年7月31日判決の環裁判官の補足意見からしても明らかであるし、原告引用の最高裁昭和48年判決は、あくまで公務員一般について判示したものであるところ、処分説明書記載の各事実等を「相互に有機的に関連づけて評価」すれば、原告は、教員（教育公務員）としてのみならず、公務員としても適格性を欠くものなのである。

(5) なお原告は、本件処分は、研修成果について考慮していないので違法である旨を主張しているが、後記第2被告都教委の主張で主張するとおり、原告に対する研修は、そもそも一定の研修成果を得ることを目的とした研修（例えば、ステップアップ研修）とはその性格を異にするものであり、本件分限免職処分は、研修成果を踏まえなければならないものではないし、被告都教委は、原告の研修への取り組み方（研修態度）について小平市教委から口頭で報告を受けたものの、原告の研修態度は決して本件分限免職処分を否定するものではないと判断し、本件分限免職処分をなしているのである。

2. 同第2「各論1、「私物」の件」について

(1) 原告の本項での主張は、要するに、①男性用雑誌は、理科準備室に保管されていたのであり、理科室に放置されていたものではない、②男性用雑誌の用途については、性教育の教材に他ならない、というものである。

(2) しかし、乙4（平成15年10月11日、教頭岡崎美昭撮影）から明らかなど

おり、男性用雑誌は第2理科準備室のみならず、第2理科室にもあったのであり、原告の主張は事実と反するものであるし、男性用雑誌の用途が、性教育の教材に他ならない、との主張が事実と反するものであることは、乙4の男性用雑誌の保管状況等からしても明らかである。

3. 同第3「生徒Bに対する体罰・確認書の件」について

(1) 原告の本項での主張は、要するに、①「生徒Bに対する体罰」について、当初は、「強度のスキンシップ」として体罰とは認識していなかったというものであり、②「確認書」の件についても、澤川校長から度重なるパワーハラスメントを受けていたため、「防御のため止むを得ない選択であった」、というものである。

(2) しかし、原告の上記主張が事実と反するものであることは全く明らかである。

(3) すなわち、

ア、上記①「生徒Bに対する体罰」について、

(ア) 原告において、「生徒Bに対する体罰」を「強度のスキンシップ」として体罰とは認識していなかったのであれば、原告としては、被告都教委からの事情聴取において、「生徒Bのほほをたたいた」という事実をありのままに述べて、「体罰」とは認識していない旨を述べればよいのである。

(イ) しかし、原告は、被告都教委による平成15年6月27日の事情聴取において、「生徒Bに対する体罰」について、「行っていません。いっさい行っていません。」と述べている(乙20、2頁の4)、①参照)のである。

(ウ) 結局、原告は、「生徒Bに対する体罰」について、体罰に当たるとを認識していたが故に「体罰」自体を否認すべく上記のとおり述べているのであり、原告の主張、すなわち「生徒Bに対する体罰」を「強度のスキンシップ」として体罰とは認識していなかったとの主張が事実とは反するものであることは明らかなのである。

イ. 上記②「確認書」の件について、

(ア) 原告は、乙 2 から明らかなとおり、確認書との表題のもと、「私生徒Bは、平成 15 年 5 月 5 日の山中湖村でのソフトテニス大会で、疋田教諭から体罰、暴力を受けていません。また、そのような報告をしていません。」と生徒、保護者に事実と反することを書くよう求めているのである。

(イ) 教員が、生徒、保護者に対し、事実と反する「確認書」を求めることなど絶対にあってはならないのであり、いかなる理由があれ、あるまじき行為であることは明らかである。

(ウ) 結局、原告の主張、すなわち、澤川校長から度重なるパワーハラスメントを受けていたため、「防御のための止むを得ない選択であった」との主張は、まさに失当の一語に尽きるものである。

4. 同第 4「その他の事情」について

(1) 原告の本項での主張は、要するに、PTA会報(乙 25)の記載は、何ら問題にならない、というものである。

(2) しかし、PTA会報(乙 25)から明らかなとおり、原告を除く他の教員は、氏名を記載しているのに対し、原告は、「疋田 Johnny 入口屋 卯兵衛 X III 哲也」と記載しているのであり、原告の主張の失当たることは明らかである。

(3) なお原告は、本項において、「特に氏名の記載に固執したわけではない。」と主張しているが、甲 77（澤川校長の証言）問 216 の答に、「広報担当のほうに本名を書いてくださいと言った時に、これが本名だということで話がありました。広報、教頭を含めて何度か本名を書くように言ったんですが、最後までこれが本名だということで撤回しませんでした。」とあることから明らかにおり、原告は上記記載に固執していたのであり、その結果、乙 25 の記載がなされていることを付言する。

5. 同第 5 「結語」について

(1) 原告の主張は、要するに、被告都教委は原告の主張に正面から答えていない、というものである。

(2) しかし、被告都教委は、答弁書第 3 「被告都教委の主張」において、東京都人事委員会での審理を踏まえて主張をなしているものであり、原告の主張の失当たることは全く明らかである。

第 2. 被告都教委の主張

1. 本件については、東京都人事委員会において審理が行われ、平成 19 年 1 月 26 日付けをもって、「請求人（原告）の審査請求を棄却する。」との判決（甲 76）が出されているのである。
2. 原告は、澤川校長が小平五中に着任した平成 14 年 4 月 1 日以降に限っても、処分説明書（及び答弁書第 2 被告都教委の主張）に記載したとおり、教育公務員としてあるまじき行為を重ねているのであり、原告には、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保」の観点からすれば、職務の円滑な遂行に支障を生じさせる（または支障を生じさせる高度の蓋然性を有する）簡単に矯正する

ことのできない持続性を有する素質、性格が存在していると判断せざるを得ないのである。

3. なお、原告は、研修成果を考慮していないことが問題である、との主張をなしているので、小平市教委が、平成15年10月6日から原告に対し、研修を命じた事情を述べれば、以下のとおりである。

(1) 小平市教委は、平成15年9月3日、原告の「生徒Bに対する体罰」及び「確認書」の件が新聞報道され（乙26の1ないし4）、9月25日には、PTA役員会から要望書（乙27）が出され、保護者から「少なくとも来年平成16年3月まで、正田教諭を教壇に立たせないでいただきたい。」「生徒を教える資質、指導力に欠ける教員なので、システムにのっとりた厳しい研修を課していただきたい。」との要望が出されたことと、小平市教委としても、原告の確認書を保護者に要求するなどの行為は、教員としての資質、能力が著しく欠けるものと判断したことから、10月3日付けをもって、原告に対し、10月6日から翌年3月31日までの間の研修を命じたのである。

(2) 上記研修は、地教行法45条1項に基づくものであり、教育公務員としての資質の向上をも研修目的とはするものの、原告をこのまま小平五中に勤務させることは出来ない状況であったことから発令されたものであり、研修の結果（成果）を踏まえたうえ、小平市教委として被告都教委に処分内申するか否かを決定する、というものではなかったのである（甲81、問25以下）。

(3) 小平市教委は、原告に対し研修を命ずるとともに、原告の問題行動について調査を行い、平成15年2月3日付けをもって被告都教委に内申をなしている（乙6）のである。

- (4) 小平市教委は、上記に述べたとおり、研修途中の2月3日付けをもって、被告都教委に対し内申を行っているのであるが、原告の研修への取り組み方（研修態度）は、研修時間等についてはこれを守るものの、「一連の問題行動を打ち消すに足りる」ものではなかったのであり（甲81、問33参照）、被告都教委としても、原告の研修態度については小平市教委から口頭による報告は受けたものの、決して本件分限免職処分を否定するものではないと判断し、本件分限免職処分をなしたのである。
- (5) あらためて述べるまでもなく、地方公務員法上、分限免職処分をなすに当たり、職員の研修が義務付けられているわけではないし、最高裁昭和48年判決も、分限免職処分に当たり研修を義務付けているわけではないのであり、分限免職処分に当たり、研修を行うか、あるいは、研修を行ったうえ、研修態度を含め研修成果をいかに評価し、判断するかは、任命権者の合理的裁量に委ねられているのである。
- (6) 被告都教委としては、小平市教委から原告の研修態度については報告を受けていたのであり、原告の研修態度についてはこれを考慮したものの、本件で問題とされる原告の素質、能力、性格等は、研修によっては是正し得ないものと判断し、本件分限免職処分をなしているのである。
- (7) なお、本件で問題とされる原告の素質、能力、性格等が研修によっても是正し得ないものであったことは、
- ア、原告は、研修期間中の平成15年12月16日、澁川校長から第1、第2理科室、第1、第2理科準備室および暗室にある私物を平成15年12月26日（金）から翌1月5日（月）までの間に校外に搬出するよう職務命令（乙3）を受けたにもかかわらず、上記期間中に、一部はこれを搬出したもの

の、完全には搬出を実行しなかったこと。

イ、原告は、平成15年10月8日、9日の東京都教職員研修センターでの研修により、「自らのそれまでの体罰についての認識が全く誤りであったことを気付かされ、体罰に関する認識を根底から改めている。」と主張（訴状46頁）したうえ、「上記研修後、直接の面会はかなわなかったが、B君およびその両親に手紙の形で謝罪をしたとして、乙8添付の平成15年10月13日付け「生徒B、生徒Bのご両親への謝罪文」を書いたと主張し（訴状47頁）、要するに、研修の成果があった旨を主張している。

しかし、甲27、18枚目（平成15年10月21日付け研修報告書）には、

- ① 平成15年10月8日夜、原告はB生徒宅へ電話していること。
- ② B生徒の両親は、激怒しており、「五中の生徒や親たちに本当のことをちゃんと説明し、公開の場で謝罪しろ。校長にその文を渡さなかったら、刑事告訴するつもりだから覚悟しろ」と言われたこと。
- ③ それで、公開されても良い文章（説明と謝罪を兼ねるもの）を校長から見せてもらったものの、校長からB生徒の父親の怒りは収まっていないことを聞いたこと。

が書かれているのであり、乙8添付の平成15年10月13日付け「生徒B、生徒Bの両親への謝罪文」は、原告が平成15年10月8日夜に生徒宅へ電話し、B生徒の両親が激怒していることを知って書いたと自ら認めているのであり、原告の上記主張は信用出来ないものであること。

等からして明らかなのである。

(8) ちなみに、原告は、現時点においてさえ、2007年（平成19年）10月22日付け原告準備書面(1)において、男性用雑誌は、原告が、理科準備室に、ダンボールに入れて保管していたものを、岡崎教頭が理科室に搬入し、乙4の写真を撮影した等、事実と反する主張をなし、自己の非を認めないのであり、

本件で問題とされる原告の素質、能力、性格等は何ら変わっていないと判断せざるを得ないことを付言する。

4. 原告は、すでに述べたとおり、「生徒Bに対する体罰」及び「確認書」の件のみからしても明らかなおおりに、教員としては勿論のこと、一般社会人としてもあるまじき行為をなしているのであり、「私物の件」等、他の事実と相互に有機的に関連付けて評価すれば、本件で問題とされる原告の素質、能力、性格等はまさに「沁み着いたもの」といわざるを得ないものであるし、処分説明書記載の各事実は、たまたま生じた偶発的な出来事と評価することは不可能であり、本件で問題とされる原告の素質、能力、性格等は、そもそも研修により是正し得るといふ性格・性質のものではないのである。

5. 原告の研修に関する主張、すなわち原告に対する研修は十分な成果をあげたのであり、原告に対する分限事由はなくなったとの主張の失当たることは明らかなのである。

6. 被告都教委としては、原告の行為について懲戒処分をも検討したのであるが、原告の外部にあらわれた行動、態度を総合的に検討した結果、本件は、原告の素質、能力、性格等に根ざした問題であり、懲戒事案というよりは分限事案であるとの結論に達して本件分限処分をなしているのであり、被告都教委は、あくまで原告が教員（ないし公務員）としての適格性を有するか否か、最高裁昭和48年判決を踏まえて判断をなしているのであって、恣意的処分でないことは勿論のこと、裁量権を濫用してなしたものでないことは明らかなのである。